

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月29日

【四半期会計期間】 第90期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社筑波銀行

【英訳名】 Tsukuba Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藤川 雅海

【本店の所在の場所】 茨城県土浦市中央二丁目11番7号

【電話番号】 土浦(029)821局8111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 生田 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東二丁目9番4号
株式会社筑波銀行東京支店

【電話番号】 東京(03)3835局6031(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長 株木 博史

【縦覧に供する場所】 株式会社筑波銀行つくば営業部
(茨城県つくば市竹園一丁目7番)
株式会社筑波銀行東京支店
(東京都台東区台東二丁目9番4号)
株式会社筑波銀行松戸支店
(千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度
		中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	（自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日）	（自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日）
連結経常収益	百万円	23,237	22,900	22,492	45,560	44,826
連結経常利益	百万円	826	1,353	3,112	2,524	3,080
連結中間純利益	百万円	1,304	1,222	2,837		
連結当期純利益	百万円				2,359	2,471
連結中間包括利益	百万円	304	2,307	1,970		
連結包括利益	百万円				3,729	11,075
連結純資産額	百万円	79,127	84,864	95,078	83,143	93,633
連結総資産額	百万円	2,174,115	2,204,543	2,262,629	2,192,208	2,203,578
1株当たり純資産額	円	507.60	578.28	702.02	555.40	683.14
1株当たり中間純利益金額	円	15.79	14.80	34.37		
1株当たり当期純利益金額	円				27.53	28.57
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	15.66	5.92	16.52		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				16.17	12.15
自己資本比率	%	3.63	3.84	4.20	3.78	4.24
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	62,519	24,748	35,811	48,637	15,781
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,912	73,138	31,237	36,705	81,528
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,752	2,000	6,206	22,540	5,001
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	277,583	97,984	93,930	197,871	95,562
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,984 [1,012]	1,916 [1,000]	1,848 [1,023]	1,896 [997]	1,829 [1,015]

(注) 1 当行及び主な国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期中	第89期中	第90期中	第88期	第89期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	22,941	22,562	22,149	44,790	44,148
経常利益	百万円	574	1,006	2,561	2,501	3,124
中間純利益	百万円	1,067	828	2,305		
当期純利益	百万円				2,368	2,479
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済株式総数 (普通株式) (第二種優先株式) (第四種優先株式)	千株	82,553 709 70,000	82,553 709 70,000	82,553 709 70,000	82,553 709 70,000	82,553 709 70,000
純資産額	百万円	77,707	83,393	93,477	81,985	92,563
総資産額	百万円	2,174,497	2,205,216	2,263,721	2,193,387	2,204,899
預金残高	百万円	2,018,188	2,057,594	2,118,529	2,009,867	2,060,851
貸出金残高	百万円	1,475,557	1,507,100	1,549,202	1,490,749	1,525,410
有価証券残高	百万円	351,499	480,992	539,629	417,672	501,561
1株当たり 中間純利益金額	円	12.93	10.03	27.93		
1株当たり 当期純利益金額	円				27.64	28.66
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円	12.82	4.01	13.42		
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円				16.24	12.19
1株当たり配当額 (普通株式) (第二種優先株式) (第四種優先株式)	円				5.00 60.00 0.63	5.00 60.00 1.00
自己資本比率	%	3.57	3.78	4.12	3.73	4.19
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,901 [850]	1,799 [840]	1,726 [865]	1,812 [840]	1,711 [854]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、筑波コンピュータサービス株式会社は、平成25年4月1日にシンクタンク機能であるリサーチ業務やコンサルティング業務の取扱いを開始し、併せて商号を「筑波総研株式会社」に変更しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における国内景気は、日本銀行の「異次元金融緩和」の波及効果による消費者心理の改善などによって個人消費が堅調に推移したことや、震災復興関連による公共投資の牽引などによって緩やかな回復を続けてきました。先行きの国内経済については、成長戦略による企業収益の改善に伴って設備投資の持ち直しがより明確になるほか、雇用および所得環境の改善によって個人消費の底堅さが続くなど、生産・所得・支出の前向きな循環メカニズムが働くもとで、引き続き緩やかな回復を続けていくと見込まれております。

当行の主たる営業基盤である茨城県内においては、東日本大震災の発生から2年半が経過し、茨城県ならびに市町村の懸命な努力により道路や港湾などの社会インフラの復旧は着実に進みつつあります。一方、原発事故に伴う風評被害の影響は依然として大きな不安要因となっており、真の再生を早期に実現するためには、引き続き官民挙げて「地域復興」ならびに「地域振興」への取り組みを充実させる必要があります。

茨城県内の経済は、震災復興に向けた公共投資や消費増税前の駆け込み需要により住宅投資が前年を上回っているほか、個人消費も乗用車新車登録台数が前年を大幅に上回るなど一部で持ち直しの動きが続いております。また、有効求人倍率が6月以降着実に改善していることなど雇用・所得環境にも改善の動きが見られております。先行きについては、国内需要の底堅さと海外経済の持ち直しを背景に、緩やかに回復していくものと見込まれております。

このような状況のもと、当第2四半期連結累計期間における当行グループの業績は、以下のとおりとなりました。

〔財政状態〕

総資産は、有価証券や貸出金の増加等により前連結会計年度末比590億50百万円増加し、2兆2,626億29百万円となりました。

また、純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比14億45百万円増加し、950億78百万円となりました。

預金は、公金預金や個人預金の増加等により前連結会計年度末比573億7百万円増加し、2兆1,101億80百万円となりました。

貸出金は、公共部門向け貸出金や個人向け貸出金の増加等により、前連結会計年度末比235億19百万円増加し、1兆5,511億9百万円となりました。部門別では個人を含めた「その他」が全体の27.48%を占め、以下「地方公共団体」15.54%、「不動産賃貸業、物品賃貸業」14.47%と続いております。

〔経営成績〕

経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益が増加したものの、その他業務収益が前第2四半期連結累計期間比7億79百万円減少したこと等により、同4億7百万円減少の224億92百万円となりました。

一方、経常費用は、その他業務費用や営業経費の減少等により前第2四半期連結累計期間比21億66百万円減少し、193億80百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比17億58百万円増加の31億12百万円、中間純利益は、同16億15百万円増加の28億37百万円となりました。

〔セグメントごとの業績〕

「銀行業」における、当第2四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は前第2四半期連結累計期間比4億29百万円減少し220億92百万円、セグメント利益は同15億55百万円増加し25億61百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」における、当第2四半期連結累計期間の外部顧客に対する経常収益は前第2四半期連結累計期間比27百万円増加し2億90百万円、セグメント利益は同1億50百万円増加し5億73百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金の増加等により資金運用収益が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比6億98百万円増益の154億39百万円となりました。

一方、役務取引等収支は、投信販売手数料の増加等により役務取引等収益が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比2億84百万円増益の24億87百万円となりました。

また、その他業務収支は、国債等債券償却の減少等によりその他業務費用が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間比1億89百万円増益の3億3百万円となりました。

部門別では、国内業務部門の資金運用収支は147億49百万円、役務取引等収支は30億36百万円、その他業務収支は3億34百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,376	384	20	14,741
	当第2四半期連結累計期間	14,749	720	30	15,439
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,090	489	24	16,475
	当第2四半期連結累計期間	15,969	784	34	16,660
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,713	105	4	1,734
	当第2四半期連結累計期間	1,220	64	4	1,221
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,783	9	589	2,202
	当第2四半期連結累計期間	3,036	8	556	2,487
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,320	17	684	3,633
	当第2四半期連結累計期間	4,570	16	647	3,938
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,537	8	95	1,450
	当第2四半期連結累計期間	1,534	8	91	1,450
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	13	127		114
	当第2四半期連結累計期間	334	30		303
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,214	127		1,341
	当第2四半期連結累計期間	517	45		562
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1,227			1,227
	当第2四半期連結累計期間	183	75		258

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間2百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。
- 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、投信販売手数料の増加等により前第2四半期連結累計期間比2億85百万円増加し、39億38百万円となりました。役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比横ばいの14億50百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,320	17	684	3,653
	当第2四半期連結累計期間	4,570	16	647	3,938
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	919	0	0	919
	当第2四半期連結累計期間	897	0	0	897
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	782	16	0	797
	当第2四半期連結累計期間	761	15	0	776
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	19			19
	当第2四半期連結累計期間	7			7
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	308			308
	当第2四半期連結累計期間	183			183
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	124			124
	当第2四半期連結累計期間	132			132
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	354	0	94	259
	当第2四半期連結累計期間	356	0	90	266
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	1,812		589	1,222
	当第2四半期連結累計期間	2,231		556	1,674
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,537	8	95	1,450
	当第2四半期連結累計期間	1,534	8	91	1,450
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	160	5	0	166
	当第2四半期連結累計期間	158	6	0	164

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

2 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,048,350	9,243	7,778	2,049,815
	当第2四半期連結会計期間	2,113,162	5,367	8,349	2,110,180
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	866,194		1,718	864,476
	当第2四半期連結会計期間	939,205		2,639	936,565
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,171,858		6,060	1,165,798
	当第2四半期連結会計期間	1,153,943		5,710	1,148,233
うちその他	前第2四半期連結会計期間	10,297	9,243		19,541
	当第2四半期連結会計期間	20,013	5,367		25,380
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,048,350	9,243	7,778	2,049,815
	当第2四半期連結会計期間	2,113,162	5,367	8,349	2,110,180

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,504,794	100.00	1,544,683	100.00
製造業	126,761	8.42	140,452	9.09
農業、林業	5,779	0.38	6,009	0.39
漁業	332	0.02	466	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	3,260	0.22	3,261	0.21
建設業	74,683	4.96	72,671	4.70
電気・ガス・熱供給・水道業	1,215	0.08	1,911	0.12
情報通信業	7,765	0.52	4,744	0.31
運輸業、郵便業	41,303	2.74	49,370	3.20
卸売業、小売業	110,910	7.37	105,875	6.85
金融業、保険業	99,007	6.58	106,349	6.88
不動産業、物品賃貸業	222,659	14.80	223,588	14.47
学術研究、専門・技術サービス	9,382	0.62	14,789	0.96
宿泊業	6,674	0.44	4,464	0.29
飲食業	18,946	1.26	16,404	1.06
生活関連サービス業、娯楽業	23,598	1.57	21,503	1.39
教育、学習支援業	8,527	0.57	8,635	0.56
医療・福祉	61,678	4.10	62,968	4.08
その他のサービス	36,947	2.46	36,780	2.38
地方公共団体	184,488	12.26	240,085	15.54
その他	460,878	30.63	424,351	27.48
国際業務部門	4,920	100.00	6,426	100.00
政府等				
金融機関	300	6.10	1,800	28.01
その他	4,620	93.90	4,626	71.99
合計	1,509,715		1,551,109	

(注) 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンや預け金の減少等により前第2四半期連結累計期間比605億59百万円増加し、358億11百万円の増加となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少等により前第2四半期連結累計期間比419億1百万円増加し、312億37百万円の減少となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出の増加等により前第2四半期連結累計期間比42億6百万円減少し、62億6百万円の減少となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前第2四半期連結累計期間末比40億54百万円減少し、939億30百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

会社名	店舗名	旧所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	移転先		移転年月
								店舗名	所在地	
当行	尾崎出張所	茨城県古河市	移転	銀行業	店舗	499 ()	224	三和南支店	茨城県古河市	平成25年5月
当行	上妻支店	茨城県下妻市	移転	銀行業	店舗	897 (897)	196	下妻営業部	茨城県下妻市	平成25年6月
当行	牛久中央支店	茨城県牛久市	移転	銀行業	店舗	481 ()	395	牛久東支店	茨城県牛久市	平成25年7月
当行	銚子支店	千葉県銚子市	移転	銀行業	店舗	431 ()	370	波崎支店	茨城県神栖市	平成25年9月

- (注) 1 上記は、ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)形式での移転(店舗統合)であります。
2 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

当第2四半期連結累計期間に新たに確定した設備投資計画は、次のとおりであります。

会社名	店舗名	現所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	移転先		予定年月
								店舗名	所在地	
当行	島名出張所	茨城県つくば市	移転	銀行業	店舗	694 (173)	210	谷田部支店	茨城県つくば市	平成25年10月
当行	石川町支店	茨城県水戸市	移転	銀行業	店舗	564 (564)	491	渡里支店	茨城県水戸市	平成25年11月

- (注) 1 上記は、ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)形式での移転(店舗統合)であります。
2 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,647	17,840	1,192
経費(除く臨時処理分)	14,705	14,118	586
人件費	7,305	7,062	243
物件費	6,532	6,347	184
税金	867	709	158
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,942	3,721	1,779
一般貸倒引当金繰入額	186	319	132
業務純益	1,755	3,402	1,646
うち債券関係損益	167	230	397
臨時損益	749	840	91
株式等関係損益	317	506	824
不良債権処理額	626	1,048	421
貸出金償却	409	394	15
個別貸倒引当金繰入額	596	929	333
偶発損失引当金繰入額	122	61	61
保証協会責任共有制度負担金	153	147	5
その他の債権売却損等	69	1	68
償却債権取立益	340	361	20
その他臨時損益	195	298	493
経常利益	1,006	2,561	1,555
特別損益	126	167	41
うち固定資産処分損益	27	28	1
税引前中間純利益	880	2,394	1,514
法人税、住民税及び事業税	29	129	99
法人税等調整額	21	40	62
法人税等合計	51	88	36
中間純利益	828	2,305	1,477

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.56	1.52	0.04
(イ)貸出金利回	1.97	1.88	0.09
(ロ)有価証券利回	0.80	0.79	0.01
(2) 資金調達原価	1.58	1.44	0.14
(イ)預金等利回	0.09	0.06	0.03
(ロ)外部負債利回	3.31	4.14	0.83
(3) 総資金利鞘	0.02	0.08	0.10

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	4.68	7.97	3.29
業務純益ベース	4.23	7.29	3.06
中間純利益ベース	1.99	4.94	2.95

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,057,594	2,118,529	60,935
預金(平残)	2,032,968	2,083,001	50,032
貸出金(末残)	1,507,100	1,549,202	42,101
貸出金(平残)	1,475,087	1,518,520	43,432

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,606,251	1,639,488	33,237
法人	451,342	479,041	27,698
計	2,057,594	2,118,529	60,935

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	351,169	362,087	10,917
その他ローン残高	43,028	44,261	1,233
計	394,197	406,348	12,150

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,111,855	1,125,253	13,398
総貸出金残高	百万円	1,507,100	1,549,202	42,101
中小企業等貸出金比率	/ %	73.77	72.63	1.14
中小企業等貸出先件数	件	101,920	103,738	1,818
総貸出先件数	件	102,235	104,060	1,825
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.69	99.69	

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	5	22	5	31
保証	622	2,868	526	2,888
計	627	2,891	531	2,920

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行保証額を相殺表示しております。なお、当中間会計期間末における当行保証債務の額は、5,257百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	48,868	48,868
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	32,575	32,575
	利益剰余金	6,306	9,882
	自己株式()	1	2
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	1,287	307
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	86,461	91,017
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	86,461	91,017
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	301	291
	一般貸倒引当金	6,101	6,079
	負債性資本調達手段等	16,348	8,740
	うち永久劣後債務(注2)	5,000	5,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	11,348	3,740
	計	22,751	15,110
うち自己資本への算入額 (B)	22,751	15,110	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	109,213	106,128
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	916,475	936,323
	オフ・バランス取引等項目	16,218	33,834
	信用リスク・アセットの額 (E)	932,693	970,157
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	61,522	60,507
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,921	4,840
	計(E) + (F) (H)	994,216	1,030,665
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.98	10.29
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.69	8.83

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年 9月30日	平成25年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	48,868	48,868
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	9,376	9,376
	その他資本剰余金	23,198	23,198
	利益準備金	190	296
	その他利益剰余金	4,644	7,985
	その他		
	自己株式()	1	2
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	1,287	307
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	84,990	89,416
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	84,990	89,416
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	301	291
	一般貸倒引当金	5,116	5,332
	負債性資本調達手段等	16,348	8,740
	うち永久劣後債務(注2)	5,000	5,000
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	11,348	3,740	
計	21,766	14,363	
うち自己資本への算入額 (B)	21,766	14,363	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	106,756	103,780
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	913,333	934,363
	オフ・バランス取引等項目	16,207	33,824
	信用リスク・アセットの額 (E)	929,540	968,187
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	60,012	59,010
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,801	4,720
計(E) + (F) (H)	989,553	1,027,197	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.78	10.10
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		8.58	8.70

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	110	74
危険債権	460	427
要管理債権	38	51
正常債権	14,554	15,039

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第二種優先株式	709,500
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。 (注2、6)
第二種優先株式	709,500	同左		単元株式数は100株 であります。 (注3、6)
第四種優先株式 (注)1	70,000,000	同左		単元株式数は100株 であります。 (注4、5、6)
計	153,263,221	同左		

(注)1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注)2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注)3. 第二種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先配当金

(1) 優先配当金

利益配当金を支払うときは、毎年3月31日現在の本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、本優先株式1株につき年60円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4 株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

- (1)法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2)第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

平成27年10月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき3,000円を交付する。

6 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

7 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(注) 4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注)5.に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注) 5. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1 優先期末配当金

当銀行は、定款第45条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記2に定める配当年率（以下「第四種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2 優先配当年率

平成24年3月31日に終了する事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率 = 初年度第四種優先期末配当金 ÷ 第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額
（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第四種優先期末配当金」とは、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、第四種優先株式の発行決議日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成24年3月31日までの実日数である184を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率 = 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

3 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 第四種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

6 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部(第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8 普通株式を対価とする取得請求権

(1)取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2)取得を請求することができる期間

平成24年7月1日から平成43年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

(3)取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4)当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5)取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6)上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7)下限取得価額

下限取得価額は172円とする(ただし、下記(8)による調整を受ける。)

(8)取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ()取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ()株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- ()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。))をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- ()当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における修正後の価額(以下「修正価額」という。))が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。))を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整計数は1とする。
- (b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整計数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式の中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

(9)合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10)取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11)取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9 金銭を対価とする取得条項

(1)金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2)取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10 普通株式を対価とする取得条項

(1)普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当銀行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2)一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1)分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2)株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

13 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

14 その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注)6. 当銀行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注)7. 平成25年6月27日より、株主名簿管理人が「日本証券代行株式会社」から「みずほ信託銀行株式会社」へ変更となりました。あわせて取得請求受付場所も同様に変更となりました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日		153,263		48,868		9,376

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	70,000	45.67
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,668	5.65
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	3,152	2.05
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,395	0.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,300	0.84
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営 業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,270	0.82
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,069	0.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	900	0.58
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	731	0.47
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口他)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワー Z棟	640	0.41
計		89,128	58.15

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月合併により株式会社みずほ銀行となっております。

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議 決議に対す る所有議決 権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	86,681	10.54
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	31,521	3.83
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	13,958	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,006	1.58
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営 業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	12,703	1.54
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	10,690	1.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	9,000	1.09
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	7,316	0.89
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口他)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワー Z棟	6,406	0.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505211 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営 業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	6,318	0.76
計		197,599	24.03

- (注) 1. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月合併により株式会社みずほ銀行となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000		優先株式については、前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,199,500	821,995	
単元未満株式	普通株式 346,721		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000		
総株主の議決権		821,995	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)が含まれております。

「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式16株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	7,500		7,500	0.00
計		7,500		7,500	0.00

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

なお、当該株式数は、上記発行済株式の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役	専務取締役 (融資本部長)	黒澤 政巳	平成25年7月1日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	6, 7 124,898	6, 7 112,697
コールローン及び買入手形	20,000	30,000
買入金銭債権	482	528
商品有価証券	214	253
金銭の信託	2,907	2,828
有価証券	7, 14 501,539	7, 14 539,577
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8
貸出金		
	1,527,590	1,551,109
外国為替	5 1,964	2,942
その他資産	7 10,118	7 6,090
有形固定資産	9, 10 23,834	9, 10 23,049
無形固定資産	2,948	3,133
繰延税金資産	7,182	7,753
支払承諾見返	2,626	2,930
貸倒引当金	22,728	20,265
資産の部合計	2,203,578	2,262,629
負債の部		
預金	7 2,052,872	7 2,110,180
債券貸借取引受入担保金	7 20,000	7 20,000
借入金	11 2,980	-
外国為替	41	45
社債	12 6,440	12 3,740
新株予約権付社債	13 5,000	13 5,000
その他負債	14,083	20,041
賞与引当金	806	841
退職給付引当金	3,824	3,640
役員退職慰労引当金	11	12
執行役員退職慰労引当金	23	31
睡眠預金払戻損失引当金	173	157
ポイント引当金	8	8
利息返還損失引当金	1	1
偶発損失引当金	455	394
再評価に係る繰延税金負債	9 471	9 469
負ののれん	125	56
支払承諾	2,626	2,930
負債の部合計	2,109,945	2,167,550

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	32,575	32,575
利益剰余金	7,567	9,882
自己株式	1	2
株主資本合計	89,010	91,324
その他有価証券評価差額金	4,826	3,890
繰延ヘッジ損益	⁷ 384	⁷ 314
土地再評価差額金	⁹ 180	⁹ 177
その他の包括利益累計額合計	4,622	3,753
純資産の部合計	93,633	95,078
負債及び純資産の部合計	2,203,578	2,262,629

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	22,900	22,492
資金運用収益	16,475	16,660
(うち貸出金利息)	14,425	14,151
(うち有価証券利息配当金)	1,898	2,414
役務取引等収益	3,653	3,938
その他業務収益	1,341	562
その他経常収益	¹ 1,430	¹ 1,331
経常費用	21,546	19,380
資金調達費用	1,736	1,222
(うち預金利息)	1,038	638
役務取引等費用	1,450	1,450
その他業務費用	1,227	258
営業経費	14,984	14,316
その他経常費用	² 2,147	² 2,131
経常利益	1,353	3,112
特別利益	75	7
固定資産処分益	0	7
負ののれん発生益	74	-
特別損失	126	174
固定資産処分損	27	35
減損損失	99	138
税金等調整前中間純利益	1,301	2,945
法人税、住民税及び事業税	51	147
法人税等調整額	22	39
法人税等合計	74	107
少数株主損益調整前中間純利益	1,227	2,837
少数株主利益	5	-
中間純利益	1,222	2,837

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,227	2,837
その他の包括利益	1,079	866
その他有価証券評価差額金	1,071	936
繰延ヘッジ損益	8	69
中間包括利益	2,307	1,970
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,301	1,970
少数株主に係る中間包括利益	5	-

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	48,868	48,868
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	48,868	48,868
資本剰余金		
当期首残高	32,575	32,575
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,575	32,575
利益剰余金		
当期首残高	5,580	7,567
当中間期変動額		
剰余金の配当	499	525
中間純利益	1,222	2,837
土地再評価差額金の取崩	3	2
当中間期変動額合計	726	2,314
当中間期末残高	6,306	9,882
自己株式		
当期首残高	1	1
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	1	2
株主資本合計		
当期首残高	87,023	89,010
当中間期変動額		
剰余金の配当	499	525
中間純利益	1,222	2,837
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	2
当中間期変動額合計	726	2,314
当中間期末残高	87,749	91,324

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,719	4,826
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,071	936
当中間期変動額合計	1,071	936
当中間期末残高	2,647	3,890
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	437	384
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	8	69
当中間期変動額合計	8	69
当中間期末残高	429	314
土地再評価差額金		
当期首残高	196	180
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3	2
当中間期変動額合計	3	2
当中間期末残高	192	177
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,960	4,622
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,075	869
当中間期変動額合計	1,075	869
当中間期末残高	2,884	3,753
少数株主持分		
当期首残高	80	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	80	-
当中間期変動額合計	80	-
当中間期末残高	-	-
純資産合計		
当期首残高	83,143	93,633
当中間期変動額		
剰余金の配当	499	525
中間純利益	1,222	2,837
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	994	869
当中間期変動額合計	1,720	1,445
当中間期末残高	84,864	95,078

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,301	2,945
減価償却費	1,365	1,116
減損損失	99	138
負ののれん償却額	68	68
負ののれん発生益	74	-
貸倒引当金の増減()	315	2,463
賞与引当金の増減額(は減少)	13	34
退職給付引当金の増減額(は減少)	143	184
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	0
執行役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	38	16
ポイント引当金の増減額(は減少)	3	0
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	0	0
偶発損失引当金の増減()	122	61
資金運用収益	16,475	16,660
資金調達費用	1,736	1,222
有価証券関係損益()	1,375	111
金銭の信託の運用損益(は運用益)	37	76
為替差損益(は益)	901	1,482
固定資産処分損益(は益)	27	28
貸出金の純増()減	16,550	23,519
預金の純増減()	47,883	57,307
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	1,100	-
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	16,310	10,568
コールローン等の純増()減	44,938	10,046
債券貸借取引支払保証金の純増()減	5,000	-
外国為替(資産)の純増()減	2,162	977
外国為替(負債)の純増減()	18	4
商品有価証券の純増()減	2	38
資金運用による収入	16,327	17,143
資金調達による支出	3,191	1,262
その他	773	2,254
小計	24,673	35,957
法人税等の支払額	75	145
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,748	35,811

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	217,153	98,723
有価証券の売却による収入	122,790	38,261
有価証券の償還による収入	22,769	29,855
有形固定資産の取得による支出	1,218	268
無形固定資産の取得による支出	317	531
有形固定資産の除却による支出	21	20
資産除去債務の履行による支出	-	4
有形固定資産の売却による収入	24	194
無形固定資産の売却による収入	-	0
子会社株式の取得による支出	12	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	73,138	31,237
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	1,500	2,980
劣後特約付社債の償還による支出	-	2,700
配当金の支払額	499	525
リース債務の返済による支出	0	0
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,000	6,206
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	99,886	1,631
現金及び現金同等物の期首残高	197,871	95,562
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 97,984	¹ 93,930

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
筑波ビジネスサービス株式会社
筑波信用保証株式会社
筑波総研株式会社
株式会社いばぎんカード
- (2) 非連結子会社
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：13年～50年
その他：5年～20年
無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,674百万円（前連結会計年度末は33,227百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(14) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金、当座預け金、普通預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行及び主な連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

[次へ](#)

(中間連結貸借対照表関係)

- 1 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1,768百万円	1,127百万円
延滞債権額	54,214百万円	50,410百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 2 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	118百万円	197百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 3 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,458百万円	4,889百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	60,559百万円	56,624百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	9,454百万円	8,864百万円

- 6 住宅ローン債権証券化（RMB S-Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の残高は次のとおりであります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権を継続保有し、「貸出金」及び現金準備金として「現金預け金」に次のとおり計上しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末（連結会計年度末）残高	43,805百万円	27,122百万円
劣後受益権	43,575百万円	32,209百万円
うち貸出金	37,541百万円	26,190百万円
うち現金預け金	6,033百万円	6,019百万円

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	75,861百万円	53,074百万円
現金預け金	32 "	71 "
計	75,893 "	53,145 "
担保資産に対応する債務		
預金	18,603 "	2,585 "
債券貸借取引受入担保金	20,000 "	20,000 "

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	37,442百万円	37,432百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	1,097百万円	1,075百万円

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	436,781百万円	433,797百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	390,372百万円	388,877百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	1,642百万円	1,637百万円

10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	13,145百万円	13,730百万円

11 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	2,980百万円	-百万円

12 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	6,440百万円	3,740百万円

13 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付新株予約権付社債	5,000百万円	5,000百万円

14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	5,699百万円	5,257百万円

（中間連結損益計算書関係）

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株式等売却益	109百万円	552百万円
償却債権取立益	340百万円	361百万円
偶発損失引当金取崩額	122百万円	61百万円

2 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	991百万円	1,426百万円
貸出金償却	410百万円	394百万円
株式等売却損	269百万円	42百万円
株式等償却	158百万円	3百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第二種優先株式	709			709	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合計	153,263			153,263	
自己株式					
普通株式	5	0		5	(注)
合計	5	0		5	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	第1回新株予約権 付永久劣後社債	第三種優先株 式	5,000,000			5,000,000		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	平成24年3月31日	平成24年6月11日
	第二種優先株式	42	60	平成24年3月31日	平成24年6月11日
	第四種優先株式	44	0.63	平成24年3月31日	平成24年6月11日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553			82,553	
第二種優先株式	709			709	
第四種優先株式	70,000			70,000	
合計	153,263			153,263	
自己株式					
普通株式	6	0		7	(注)
合計	6	0		7	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	第1回新株予約権 付永久劣後社債	第三種優先株 式	5,000,000			5,000,000	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 5 月14日 取締役会	普通株式	412	5	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月27日
	第二種優先株式	42	60	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月27日
	第四種優先株式	70	1	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
現金預け金勘定	129,398百万円	112,697百万円
通知預け金	17 "	17 "
定期預け金	20,758 "	10,760 "
その他の預け金	10,638 "	7,989 "
現金及び現金同等物	161,803 "	141,463 "

[次へ](#)

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産

連結子会社の動産（器具及び備品、車両）であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額等

該当事項はありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	22	
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	19	
支払利息相当額	0	
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	2	0
1年超		
合計	2	0

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	124,898	124,897	0
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	58,506	60,648	2,142
その他有価証券	440,584	440,584	
(4) 貸出金	1,527,590		
貸倒引当金(*1)	22,269		
	1,505,321	1,524,905	19,584
資産計	2,149,309	2,171,035	21,725
(1) 預金	2,052,872	2,053,698	825
負債計	2,052,872	2,053,698	825
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(328)	(328)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(594)	(594)	
デリバティブ取引計	(922)	(922)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	112,697	112,697	0
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	58,571	60,092	1,521
その他有価証券	478,509	478,509	
(4) 貸出金	1,551,109		
貸倒引当金(*1)	19,730		
	1,531,379	1,544,830	13,451
資産計	2,211,157	2,226,130	14,973
(1) 預金	2,110,180	2,110,836	655
負債計	2,110,180	2,110,836	655
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	316	316	
ヘッジ会計が適用されているもの	(486)	(486)	
デリバティブ取引計	(170)	(170)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	1,955	1,949
組合出資金(*3)	493	547
合計	2,448	2,497

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しておりません。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	32,975	34,157	1,181
	地方債	18,855	19,530	675
	社債	3,880	4,034	154
	その他	2,794	2,925	130
	外国債券	814	941	126
	その他	1,979	1,983	4
	小計	58,506	60,648	2,142
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他			
	外国債券			
	その他			
	小計			
合計		58,506	60,648	2,142

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	33,886	34,843	956
	地方債	17,682	18,144	461
	社債	3,841	3,949	107
	その他			
	外国債券			
	その他			
	小計	55,411	56,936	1,525
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	501	500	1
	地方債	676	674	1
	社債			
	その他	1,981	1,980	1
	外国債券			
	その他	1,981	1,980	1
	小計	3,159	3,155	4
合計		58,571	60,092	1,521

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,137	8,198	1,938
	債券	295,619	292,012	3,607
	国債	140,503	138,839	1,663
	地方債	96,617	95,255	1,361
	社債	58,498	57,917	581
	その他	78,696	76,321	2,375
	外国債券	66,318	65,377	940
	その他	12,378	10,943	1,434
	小計	384,453	376,532	7,920
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,124	1,165	40
	債券	34,326	34,854	527
	国債	17,716	17,986	270
	地方債	805	809	3
	社債	15,804	16,058	253
	その他	20,679	20,894	214
	外国債券	13,753	13,855	102
	その他	6,926	7,038	112
	小計	56,131	56,914	783
合計		440,584	433,447	7,137

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,242	8,709	2,533
	債券	289,555	287,581	1,973
	国債	129,815	128,996	819
	地方債	88,643	87,950	692
	社債	71,096	70,635	461
	その他	81,057	78,856	2,200
	外国債券	57,545	56,792	753
	その他	23,511	22,063	1,447
	小計	381,855	375,148	6,707
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	284	300	15
	債券	63,097	63,620	522
	国債	19,819	19,959	139
	地方債	20,273	20,375	101
	社債	23,003	23,286	282
	その他	33,270	33,809	538
	外国債券	25,483	25,861	377
	その他	7,786	7,948	161
	小計	96,653	97,731	1,077
合計		478,509	472,879	5,629

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間（連結会計期間）末月1カ月平均時価（債券は中間連結決算期末日（連結決算期末日）時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、中間連結会計期間（連結会計期間）末月1カ月平均時価が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

- 1 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	7,137
その他有価証券	7,137
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	2,310
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,826
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,826

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,629
その他有価証券	5,629
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	1,739
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,890
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,890

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	その他				
	売建	31,164		328	328
	買建	93		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合 計			328	328

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	42,695		316	316
	買建	122		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
合 計				316	316

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	13,317	11,317	594
合 計					594

(注) 1. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	11,317	11,317	486
合 計					486

(注) 1. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務会等において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心に事務受託業、信用保証業、与信事務受託業、クレジットカード業、システム受託業、コンサルティング業などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループは、当行が営む「銀行業」及び連結子会社の筑波信用保証(株)が営む「信用保証業、与信事務受託業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

「信用保証業、与信事務受託業」は、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一の方法により算定しております。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	22,521	263	22,785	115	22,900		22,900
セグメント間の内部経常収益	41	605	646	424	1,071	1,071	
計	22,562	869	23,432	539	23,971	1,071	22,900
セグメント利益	1,006	423	1,429	42	1,472	118	1,353
セグメント資産	2,205,216	10,694	2,215,910	959	2,216,870	12,327	2,204,543
セグメント負債	2,121,822	8,534	2,130,357	619	2,130,976	11,298	2,119,678
その他の項目							
減価償却費	1,356	5	1,361	3	1,365		1,365
負ののれんの償却額	68		68		68		68
資金運用収益	16,477	5	16,483	17	16,500	24	16,475
資金調達費用	1,737	0	1,737	4	1,741	4	1,736
特別利益	0		0	74	75		75
(負ののれん発生益)				74	74		74
(固定資産処分益)	0		0		0		0
特別損失	126		126	0	126		126
(固定資産処分損)	27		27	0	27		27
(減損損失)	99		99		99		99
税金費用	51	1	53	20	74		74
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,578	6	1,584	1	1,586		1,586

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、クレジットカード業、システム受託業を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
(1)セグメント利益の調整額 118百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2)セグメント資産の調整額 12,327百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3)セグメント負債の調整額 11,298百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4)資金運用収益の調整額 24百万円は、セグメント間取引消去であります。
(5)資金調達費用の調整額 4百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務 受託業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	22,092	290	22,383	109	22,492		22,492
セグメント間の内部経常収益	57	737	794	474	1,269	1,269	
計	22,149	1,028	23,178	583	23,762	1,269	22,492
セグメント利益	2,561	573	3,135	45	3,180	68	3,112
セグメント資産	2,263,721	10,907	2,274,629	881	2,275,511	12,881	2,262,629
セグメント負債	2,170,244	8,528	2,178,772	503	2,179,276	11,726	2,167,550
その他の項目							
減価償却費	1,109	2	1,112	3	1,116		1,116
負ののれんの償却額	68		68		68		68
資金運用収益	16,678	4	16,682	12	16,695	34	16,660
資金調達費用	1,224	0	1,224	3	1,227	4	1,222
特別利益	7		7		7		7
（固定資産処分益）	7		7		7		7
特別損失	174		174		174		174
（固定資産処分損）	35		35		35		35
（減損損失）	138		138		138		138
税金費用	88	1	90	17	107		107
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	856		856	0	856		856

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、クレジットカード業、システム受託業、コンサルティング業を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
(1)セグメント利益の調整額 68百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2)セグメント資産の調整額 12,881百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3)セグメント負債の調整額 11,726百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4)資金運用収益の調整額 34百万円は、セグメント間取引消去であります。
(5)資金調達費用の調整額 4百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,888	3,066	3,653	1,291	22,900

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,579	3,453	3,938	520	22,492

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前の合併により発生した銀行業セグメントにおける負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は68百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は193百万円であります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前の合併により発生した銀行業セグメントにおける負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は68百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は56百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当行が子会社（筑波コンピュータサービス株式会社）株式を追加取得したことに伴い、当中間連結会計期間において負ののれん発生益74百万円を報告セグメント以外の「その他」の特別利益として計上しております。これは、少数株主から取得した子会社株式の取得価額が少数株主持分の減少額を下回ったことによるものであります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1 株当たり純資産額	円	683.14	702.02

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	93,633	95,078
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	37,241	37,128
(うち優先株式の払込金額)	37,128	37,128
(うち少数株主持分)		
(うち優先配当額)	112	
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	56,392	57,950
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	82,547	82,546

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	14.80	34.37
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,222	2,837
普通株主に帰属しない金額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,222	2,837
普通株式の期中平均株式数	千株	82,548	82,546
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	5.92	16.52
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式増加数	千株	123,567	89,160
うち優先株式	千株	123,567	89,160
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7, 8 124,148	7, 8 111,947
コールローン	20,000	30,000
買入金銭債権	482	528
商品有価証券	214	253
金銭の信託	2,907	2,828
有価証券	1, 8, 15 501,561	1, 8, 15 539,629
	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9
貸出金		
	1,525,410	1,549,202
外国為替	6 1,964	2,942
その他資産	9,777	5,775
その他の資産	8 9,777	8 5,775
有形固定資産	10, 11 23,816	10, 11 23,034
無形固定資産	2,926	3,113
繰延税金資産	7,168	7,740
支払承諾見返	2,616	2,920
貸倒引当金	18,093	16,195
資産の部合計	2,204,899	2,263,721
負債の部		
預金	8 2,060,851	8 2,118,529
債券貸借取引受入担保金	8 20,000	8 20,000
借入金	12 2,980	-
外国為替	41	45
社債	13 6,440	13 3,740
新株予約権付社債	14 5,000	14 5,000
その他負債	8,615	14,508
未払法人税等	131	194
資産除去債務	108	104
その他の負債	8,375	14,210
賞与引当金	769	801
退職給付引当金	3,772	3,587
執行役員退職慰労引当金	23	31
睡眠預金払戻損失引当金	173	157
偶発損失引当金	455	394
再評価に係る繰延税金負債	10 471	10 469
負ののれん	125	56
支払承諾	2,616	2,920
負債の部合計	2,112,336	2,170,244

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	32,575	32,575
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	23,198	23,198
利益剰余金	6,498	8,281
利益準備金	190	296
その他利益剰余金	6,307	7,985
繰越利益剰余金	6,307	7,985
自己株式	1	2
株主資本合計	87,940	89,724
⁸ ⁸ その他有価証券評価差額金	4,826	3,890
繰延ヘッジ損益	384	314
¹⁰ ¹⁰ 土地再評価差額金	180	177
評価・換算差額等合計	4,622	3,753
純資産の部合計	92,563	93,477
負債及び純資産の部合計	2,204,899	2,263,721

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	22,562	22,149
資金運用収益	16,477	16,678
(うち貸出金利息)	14,412	14,142
(うち有価証券利息配当金)	1,914	2,442
役務取引等収益	3,334	3,620
その他業務収益	1,341	562
その他経常収益	¹ 1,408	¹ 1,287
経常費用	21,555	19,587
資金調達費用	1,737	1,224
(うち預金利息)	1,039	640
役務取引等費用	1,543	1,540
その他業務費用	1,227	258
営業経費	² 14,918	² 14,249
その他経常費用	³ 2,128	³ 2,315
経常利益	1,006	2,561
特別利益	0	7
特別損失	126	174
税引前中間純利益	880	2,394
法人税、住民税及び事業税	29	129
法人税等調整額	21	40
法人税等合計	51	88
中間純利益	828	2,305

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	48,868	48,868
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	48,868	48,868
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	26,876	9,376
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	17,500	-
当中間期変動額合計	17,500	-
当中間期末残高	9,376	9,376
その他資本剰余金		
当期首残高	5,698	23,198
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	17,500	-
当中間期変動額合計	17,500	-
当中間期末残高	23,198	23,198
資本剰余金合計		
当期首残高	32,575	32,575
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	-
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,575	32,575
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	91	190
当中間期変動額		
剰余金の配当	99	105
当中間期変動額合計	99	105
当中間期末残高	190	296
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,411	6,307
当中間期変動額		
剰余金の配当	599	630
中間純利益	828	2,305
土地再評価差額金の取崩	3	2
当中間期変動額合計	232	1,678
当中間期末残高	4,644	7,985

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,502	6,498
当中間期変動額		
剰余金の配当	499	525
中間純利益	828	2,305
土地再評価差額金の取崩	3	2
当中間期変動額合計	332	1,783
当中間期末残高	4,835	8,281
自己株式		
当期首残高	1	1
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	1	2
株主資本合計		
当期首残高	85,945	87,940
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	499	525
中間純利益	828	2,305
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	2
当中間期変動額合計	332	1,783
当中間期末残高	86,278	89,724
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,719	4,826
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,071	936
当中間期変動額合計	1,071	936
当中間期末残高	2,647	3,890
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	437	384
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	8	69
当中間期変動額合計	8	69
当中間期末残高	429	314
土地再評価差額金		
当期首残高	196	180
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3	2
当中間期変動額合計	3	2
当中間期末残高	192	177

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,960	4,622
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,075	869
当中間期変動額合計	1,075	869
当中間期末残高	2,884	3,753
純資産合計		
当期首残高	81,985	92,563
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	499	525
中間純利益	828	2,305
自己株式の取得	0	0
土地再評価差額金の取崩	3	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,075	869
当中間期変動額合計	1,407	913
当中間期末残高	83,393	93,477

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：13年～50年
その他：5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,674百万円（前事業年度末は33,227百万円）であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理
 - (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用ならびにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

[次へ](#)

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	1,525百万円	1,555百万円
出資金	- 百万円	- 百万円

2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1,295百万円	771百万円
延滞債権額	52,417百万円	48,771百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	118百万円	197百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,446百万円	4,881百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	58,277百万円	54,622百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	9,454百万円	8,864百万円

- 7 住宅ローン債権証券化（R M B S -Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の残高は次のとおりであります。なお、当行はR M B Sの劣後受益権を継続保有し、「貸出金」及び現金準備金として「現金預け金」に次のとおり計上しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
信託譲渡をした貸出金元本の当中間会計期間末（事業年度末）残高	43,805百万円	27,122百万円
劣後受益権	43,575百万円	32,209百万円
うち貸出金	37,541百万円	26,190百万円
うち現金預け金	6,033百万円	6,019百万円

- 8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	75,861百万円	53,074百万円
現金預け金	32 "	71 "
計	75,893 "	53,145 "
担保資産に対応する債務		
預金	18,603 "	2,585 "
債券貸借取引受入担保金	20,000 "	20,000 "

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	37,442百万円	37,432百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	1,097百万円	1,075百万円

- 9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	434,816百万円	431,767百万円
うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	388,408百万円	386,848百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	1,642百万円	1,637百万円

- 11 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	13,091百万円	13,675百万円

- 12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	2,980百万円	-百万円

- 13 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	6,440百万円	3,740百万円

- 14 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付新株予約権付社債	5,000百万円	5,000百万円

- 15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	5,699百万円	5,257百万円

(中間損益計算書関係)

1 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	109百万円	552百万円
償却債権取立益	340百万円	361百万円
偶発損失引当金取崩額	122百万円	61百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	820百万円	714百万円
無形固定資産	535百万円	394百万円

3 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,013百万円	1,620百万円
貸出金償却	409百万円	394百万円
株式等売却損	269百万円	42百万円
株式等償却	158百万円	3百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	5	0		5	(注)
合計	5	0		5	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6	0	-	7	(注)
合計	6	0	-	7	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
該当事項はありません。

未経過リース料期末残高相当額等

該当事項はありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
支払リース料	22	
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	19	
支払利息相当額	0	
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
1年内	2	0
1年超		
合計	2	0

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	1,525	1,555
関連会社株式		
合計	1,525	1,555

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	10.03	27.93
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	828	2,305
普通株主に帰属しない金額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	828	2,305
普通株式の期中平均株式数	千株	82,548	82,546
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	4.01	13.42
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式増加数	千株	123,567	89,160
うち優先株式	千株	123,567	89,160
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月28日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月28日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社筑波銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。